

四国VISAカード会員規約

改定後	改定前
<p>第21条（期限の利益の喪失） ～略～</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条第1項第6号・第7号・<u>第8号</u>・<u>第9号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。 ～略～</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号、<u>第8号</u>または<u>第9号</u>の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第21条（期限の利益の喪失） ～略～</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条第1項第6号・第7号・<u>第8号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。 ～略～</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号<u>または第8号</u>の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。 ～略～</p> <p>⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む） ～略～</p> <p>⑩会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき</p> <p>2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。</p> <p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号、<u>第8号</u>または<u>第9号</u>の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>	<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。 ～略～</p> <p>⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む） ～略～</p> <p>⑩会員が、本会員として当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記①から⑩に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき</p> <p>2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。</p> <p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号<u>または第8号</u>の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>
<p>第30条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い） ～略～</p> <p>2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、<u>前項の支払方法に係る債務を繰上げて返済することができます。</u>現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p>	<p>第30条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い） ～略～</p> <p>2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、<u>1回払いに係る債務の全部または一部を前項の支払方法に係る債務を繰上げて返済することができます。</u>現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</p>

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

- ・リボルビング払い 実質年率 15.0%
- ・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30
実質年率(%)	14.70	15.64	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.90	17.91	17.88	17.79
利用金額100円当たりの 分割払手数料の額(円)	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	24.60

支払回数	36	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	36	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	17.65	17.55	17.50	17.35	17.29	17.19	17.03
利用金額100円当たりの 分割払手数料の額(円)	29.52	32.80	34.44	39.36	41.00	44.28	49.20

<分割払いのお支払い例>

利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

- ① 分割払手数料…50,000円×(8.20円÷100円)=4,100円
- ② 支払総額…50,000円+4,100円=54,100円
- ③ 分割支払額…54,100円÷10回=5,410円

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

- ・リボルビング払い 実質年率 15.0%
- ・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30
支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91
利用金額100円当たりの 分割払手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40

支払回数	36	40	42	48	50	54	60
支払期間(ヵ月)	36	40	42	48	50	54	60
実質年率(%)	14.82	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額100円当たりの 分割払手数料の額(円)	24.48	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

<分割払いのお支払い例>

利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

- ① 分割払手数料…50,000円×(6.80円÷100円)=3,400円
- ② 支払総額…50,000円+3,400円=53,400円
- ③ 分割支払額…53,400円÷10回=5,340円

<繰上返済の可否および方法>

	1回 払い	2回 払い	ボーナス 一括払い	リボル ビング 払い	分割 払い	キャッ シング リボ	海外 キャッシュ サービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	×	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	-	-	○	○ (全額返済のみ可)	×	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料はご負担いただきます)	○	○ ※初回の支払いが未済の場合のみ (全額返済のみ可)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当社の店頭へ現金を持参して返済する方法	○	○ ※初回の支払いが未済の場合のみ (全額返済のみ可)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

<繰上返済の可否および方法>

	1回 払い	リボル ビング 払い	分割 払い	キャッ シング リボ	海外 キャッシュ サービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	×	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法(振込手数料はご負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
当社の店頭へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○

◆「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約 (iD会員)

改定後	改定前
<p>第2条 (同意) ～略～</p> <p>2. iD会員(携帯型)は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する<u>事業に関する</u>次の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。</p>	<p>第2条 (同意) ～略～</p> <p>2. iD会員(携帯型)は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する<u>事業の</u>次の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。</p>

◆個人情報の取扱いに関する同意条項

改定後	改定前
<p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等) ～略～</p> <p>2. 会員は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する<u>事業に関する</u>次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p>	<p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等) ～略～</p> <p>2. 会員は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する<u>事業の</u>次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p>

第2条（信用情報機関への登録・利用等）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。

2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。

～略～

4.本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

（イ）本条2.により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

（ロ）信用情報機関が収集した（イ）以外の情報

（ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

（イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

（ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

第2条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。

2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。

（新設）

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※ 1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※ 2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※ 1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※ 2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

<加盟信用情報機関の名称・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー
 （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
（削除）

電話番号：0570-666-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp

※契約期間中に新たな信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・電話番号>

○名称：株式会社日本信用情報機構
 電話番号：0570-055-955
 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp

○名称：全国銀行個人信用情報センター
（削除）

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。
（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 ①当社に開示を求める場合には、第10条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
 ②信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー
 （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社日本信用情報機構
 電話番号：0570-055-955
 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp

○名称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社、個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 ①当社に開示を求める場合には、第10条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
 ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。